#### ねぎ等3品目に関するセーフガード暫定措置について

平成13年4月10日 財務省 経済産業省 農林水産省

WTOセーフガード協定等及び関税定率法に基づき、ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード暫定措置を下記のとおり発動することとする。 実施期間は平成13年4月23日から200日(平成13年11月8日まで) とする(関係政令の閣議決定は4月17日を予定している)。

なお、3品目の主要輸出国である中国とは、今後とも協議を継続していくとともに、3品目の国内生産については、生産性の向上を図る等国内生産の体質強化を進めていくこととする。

### 1. 関税割当

以下の関税割当数量については現行の関税率を維持する。 なお割当は、過去3年間の輸入通関実績等を勘案して行う。

(1) ね ぎ: 5,383トン [年換算 9,823トン]

(2) 生しいたけ: 8,003トン [年換算29,684トン]

(3) 畳 表: 7,949トン [年換算18,440トン]

### 2. 関税

上記関税割当数量を超える輸入については、品目ごとに、現行関税率に加え、次の関税率を課す。

(1) ね ぎ: 225円/kg(256%相当) [現行関税率3%]

(2) 生しいたけ: 635円/kg(266%相当) [現行関税率4.3%]

(3) 畳 表: 3 0 6 円/kg(106%相当) [現行関税率6%]

(注)上記の現行関税率及び追加する関税率は、協定税率適用対象国を原産地とするものに適用される。

# 3 品目のセーフガード暫定措置

## 1.ねぎ

割当数量	5 , 3 8 3 トン〔 2 0 0 日分〕 〔 9 , 8 2 3 トン / 年〕 ( H 9 ~ 11年)
関税額	2 2 5 円 / kg ( 2 5 6 % 相当 )
国産品卸売 市場価格	3 3 7 円 / kg ( H 8 , 9 ,11年)
輸入後価格	1 1 2 円 / kg〔通常関税3%,出荷経費含む〕 ( H 13年 1 ~ 2 月)

## 2.生しいたけ

割当数量	8 , 0 0 3 トン〔 2 0 0 日分〕 〔 2 9 , 6 8 4 トン / 年〕 ( H 9 ~ 11年)
関税額	6 3 5 円 / kg ( 2 6 6 % 相当 )
国産品卸売 価格	9 2 7 円 / kg (H 9 ~ 11年)
輸入後価格	2 9 2 円 / kg〔通常関税4.3%,出荷経費含む〕 ( H 1 2 年)

### 3.畳表

割当数量	4 , 6 7 6 千枚〔2 0 0 日分〕 〔1 0 , 8 4 7 千枚 / 年〕 (H 9 ~ 11年)
関税額	3 0 6 円 / kg(1 0 6 % 相当)
国産品産地 市場価格	6 2 9 円 / kg ( H 9 ~ 11年)
輸入後価格	323円/kg〔通常関税6%,出荷経費含む〕 (H12年)